

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
給食費 (3歳以上児)  (ゆり・ばら・きく組)  ※おやつ代含む	(主食費) 2号認定こどもに係る幼児全員	月額 1,500円
	(副食費) 国の基準により保育料に含まれないため。※所得等の状況によって減免される場合があります。	月額 4,500円
物品に係る費用	保育用品を購入した際	随時 実費
保護者会費	保護者会運営費	300円/月 (6ヵ月分毎) 年2回 1,800円
日本赤十字振興保険	保育所での負傷等の場合、医療費が支給される制度です。	年額 240円
その他実費	観劇や、入場料等行事に係る費用を負担していただくもの	随時 実費

2 時間外保育に係る利用者負担

・保育短時間認定の方については、下記の時間外保育を利用された場合時間外保育料が発生します。

① 7:00～8:30	1回200円、最大3,000円/月
② 16:30～18:00	1回200円、最大3,000円/月
③ 18:00～19:00	1回200円、最大3,000円/月

・保育標準時間認定の方については、下記の時間外保育を利用された場合時間外保育料が発生します。

① 18:00～19:00	1回200円、最大3,000円/月
---------------	-------------------

・時間外保育料については月締め実績に基づいて、200円×回数を集金させていただきます。

※ 当所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

※ お支払方法は、以上の合計を毎月15日に中国銀行の口座より引き落としさせていただきます。

※ 年齢は、各年度の4月1日現在の満年齢とさせていただきます。